第７次シカ管理計画（案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第７条の２及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和９年度～令和 13 年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

１　生息分布　県内全域

２　生息頭数　約 12.7 万頭（令和７年度推定）

【参考】現時点で遡及して推定し直した平成 30 年度時点の生息頭数は、約 14 万頭

◇被害状況

１　農業被害　約２億 5,000 万円（R7）

２　林業被害　約 5,300 万円（R7）

３　自然植生被害

早池峰山に生育する高山植物への被害

◇課題

１　第６次計画策定時の捕獲目標である年間 2.5 万頭の捕獲では、個体数の十分な低減には至らず、更なる捕獲圧強化が必要。

２　農林業被害の低減につながる個体数管理推進のため、生息密度や被害状況を継続的に把握し、効果的な捕獲対策へ反映させることが必要。

〈基本目標〉

１　県内に生息するシカの**個体数を低減させるため、当面 年３万頭以上を捕獲【拡充】**

２　効果的な捕獲方法の導入や捕獲の**担い手の育成等の継続**

３　捕獲や被害防止対策の強化による**農林業被害の軽減と自然植生被害の抑制**

４　モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数推定と将来予測の実施

〈計画の概要〉

◇管理の実施

１　個体数管理

(1)　狩猟の推進：狩猟期間の延長等

(2)　有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等

(3)　指定管理捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、捕獲を実施

＜密度管理手法の導入＞【新規】

①　生息密度調査結果に基づく重点捕獲地域の設定

②　指定管理鳥獣捕獲等事業による集中的な捕獲の実施

(4)　捕獲の担い手確保・育成：狩猟免許取得の促進（**更なる受験機会の確保等**）、捕獲技術研修会の開催等

２　被害防止対策

(1)　防護柵の設置の促進及び適切な維持管理の支援

(2)　シカの餌場となる草地・耕作放棄地の適正管理、農地周辺の環境整備等を推進

(3)　地域ぐるみの被害防止体制の整備

(4)　捕獲・防鹿柵・モニタリングによる高山植物被害対策

３　モニタリング

(1)　捕獲・目撃情報の収集

(2)　生息密度の把握【新規】

(3)　植生の被食状況の把握

(4)　被害状況の把握

(5)　防鹿柵設置状況等把握【新規】

◇その他管理のために必要な事項

１　各機関の果たす役割

県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割

２　普及啓発

シカの生態、捕獲技術、防除対策、生息環境管理等に関する研修会の実施

３　他県との連携

宮城県、秋田県及び青森県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換

４　その他

(1)　鳥獣被害防止計画との調整

(2)　錯誤捕獲対応の実施体制

(3)　感染症及び安全対策の実施

(4)　捕獲の担い手の確保・育成

〈今回追加・修正する主な項目〉

１　推定個体数の更新

２　**年間捕獲目標の引き上げ（2.5 万頭→3 万頭）**

３　生息密度調査に基づく**重点捕獲地域の導入**

４　捕獲及び防護柵設置による効果の検証に向けた**モニタリング調査の実施**

シカ重点捕獲及び防護柵設置の実施と検証のイメージ

